

2020年6月10日

株 主 各 位

東京都大田区南雪谷2丁目17番8号
サンユー建設株式会社
取締役社長 馬 場 宏二郎

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、この度、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々及びご関係者の皆様、また感染症の拡大による影響を受けられている皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される等、各種対策が実施されてきました。新規感染者数は減少傾向にありますが、依然として感染拡大への警戒を怠れない状況が継続しています。この事態を受けて慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が引き続き要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2020年6月26日(金曜日)午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都大田区南雪谷2丁目17番8号
サンユー建設株式会社 本社ビル5階会議室
(末尾の会場案内図をご参照ください) |

本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。

予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

3. 目的事項 報告事項

第71期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監
査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件

以上

◎計算書類・連結計算書類の一部インターネットによる開示事項

本招集ご通知において提供すべき書面のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び
当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト
(<http://www.sanyu-co.co.jp>)に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添
付書類には記載していません。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

従いまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類
及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合及び今
後の状況変化によって、株主総会の運営に変更が生じる場合は、インターネット上の当社
ウェブサイト (<http://www.sanyu-co.co.jp>) に掲載させていただきます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださ
いませうお願い申し上げます。

◎株主総会にご出席される株主様とご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、一昨年から
株主総会におけるお土産の配布をとりやめさせていただいております。何卒ご理解くださ
いますようお願い申し上げます。

◎新型コロナウイルス感染症拡大リスクの低減及び会社の事業継続という観点から、株主総
会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席やオンラインによる出席とさせて
いただく可能性があります。

新型コロナウイルス感染リスクに伴う当社の対応について

〈株主様へのお願い〉

- 本株主総会における議決権行使は、書面による方法が可能となっておりますので、新
型コロナウイルス感染リスクを低減するため、健康状態にかかわらず、株主総会へ
のご来場を見合わせていただくなど、議決権を事前に行使していただくことをご検討く
ださいませうご案内いたします。
- 株主総会にご出席を検討されている株主様は、当日の健康状態に十分ご留意いただき、
特にご高齢の方、体調に不安のある方、妊娠されている方、海外から帰国されてから
14日間が経過していない方は本総会への出席を見合わせることをご検討ください。

〈本総会における当社の対応及びご来場される株主様へのお願い〉

- ご出席の株主様との懇親会はございません。
- 会場受付に株主様のためのアルコール消毒液を配備いたしますので、適宜ご利用ください。
- ご来場の株主様はマスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- 会場受付で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- 本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

以上

(添付書類)

第71期 事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、弱さが残るものの、第3四半期までは雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調で推移してきました。しかし第4四半期において新型コロナウイルス感染症の影響により、景気は足下で大幅に下押しされており、大変厳しい状況になりました。

建設業界におきましては、公共投資は底堅く推移していますが、住宅建設は弱含みが見られ建設技能労働者不足や建設資機材価格の上昇は、慢性的になりつつある中で、感染症の影響により受注状況の変化の動きがみられ、予断を許さない状況が続いております。

このような環境の中で、当社グループは、お客様の要望を具体的な形にして応えていくとともに、安定した利益を確保するために①建築事業における品質のさらなる向上、収益力の強化。②不動産事業における建物・宅地分譲の安定提供。③金属製品事業における製品開発及び利益体質の確立。④ホテル事業における安定したサービスの提供および利益体質の強化。を目標に掲げ全社一丸となり取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高9,000百万円(前年同期比28.1%減)、営業利益562百万円(前年同期比66.0%減)、経常利益574百万円(前年同期比65.3%減)、親会社株主に帰属する当期純利益450百万円(前年同期比42.2%減)となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

[建築事業]

厳しい受注環境の中、新規受注獲得及び継続したお客様からの受注獲得、コスト削減に努力してまいりました結果、受注高3,746百万円(前年同期比41.4%減)、完成工事高5,990百万円(前年同期比12.7%減)、セグメント利益551百万円(前年同期比12.0%減)となりました。

[不動産事業]

都心近郊の宅地分譲販売(サンリーフ)は目標未達になりましたが、不動産賃貸事業の堅調な収入を確保した結果、不動産事業収入1,994百万円(前年同期比57.2%減)、セグメント利益514百万円(前年同期比66.7%減)となりました。

[金属製品事業]

鋼製型枠パネルの売上は安定し、工場内の土地利用を再編成した結果、金属製品売上高407百万円（前年同期比2.8%減）、セグメント利益2百万円（前年同期12百万円損失）となりました。

[ホテル事業]

伊豆網代温泉松風苑と羽田のピーグル東京とコロドール湯河原の3施設がそれぞれの特徴を生かし運営しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、ホテル事業売上高607百万円（前年同期比5.2%増）、セグメント損失16百万円（前年同期19百万円損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、401百万円であります。その主なものは、当社の賃貸用不動産1棟（東京都大田区）の購入費であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

（単位：百万円）

区 分	第68期 (2017年3月期)	第69期 (2018年3月期)	第70期 (2019年3月期)	第71期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
受 注 高	6,334	5,403	6,393	3,746
売 上 高	7,820	9,492	12,513	9,000
親会社株主に帰属する 当期純利益	484	374	779	450
1株当たり当期純利益	137円57銭	106円28銭	220円80銭	127円06銭
総 資 産	12,377	12,942	14,537	14,281
純 資 産	9,682	9,973	10,673	11,035

- (注) 1. 受注高の推移は建築工事の受注高であります。
2. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を除いた株式数に基づき算出しております。
3. 第70期より連結計算書類を作成しております。
4. 第68期及び第69期の親会社株主に帰属する当期純利益については、当社単体の当期純利益を記載しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループにおきましては、お客様の要望を具体的な形にして応えていくとともに、安定した利益を確保するために次の目標を掲げ、全社一丸となり努力してまいります。

- ①建築事業における品質のさらなる向上、収益力の強化。
- ②不動産事業における建物・宅地分譲の安定供給及び所有物件の維持管理の強化。
- ③金属製品事業における製品開発及び利益体質の確立。
- ④ホテル事業における安定したサービスの提供及び利益体質の強化。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
行方建設株式会社	1,000万円	100%	型枠大工工事業

(7) 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

事業部門	事業内容
建築	新築ビル、戸建住宅、改修工事他
不動産	売買、賃貸、仲介、企画
金属製品	中厚金属板加工、住宅用機材製造
ホテル	旅館、ホテル、簡易宿泊施設

(9) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

①当社

営業所	本社(東京都大田区)、関東営業所(埼玉県北足立郡伊奈町)、町田営業所(東京都町田市)、伊豆網代温泉松風苑(静岡県熱海市)、ビーグル東京 Hostel&Apartments(東京都大田区)、コレドール湯河原 Dog&Resort(神奈川県湯河原町)
工場	埼玉工場(埼玉県北足立郡伊奈町)、資材加工工場(東京都府中市)

②子会社

行方建設株式会社	本社(東京都豊島区)、資材置場(埼玉県川越市)
----------	-------------------------

(10) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
139名(67名)	2名増(9名減)

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を()内に外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
125名(67名)	1名増(9名減)	46.8歳	11.4年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を()内に外数で記載しております。

(11) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	300,000千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,000,000株 (自己株式 449,638株を含む)
- (3) 株主数 951名
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
馬 場 邦 明	611,330株	17.2%
(株) 井 門 コ ー ポ レ ー シ ョ ン	258,700	7.3
馬 場 利 明	208,900	5.9
(株) 三 菱 U F J 銀 行	175,900	5.0
秋 山 武 男	171,400	4.8
村 山 祐 子	163,500	4.6
秋 山 鉄 工 建 設 (株)	149,700	4.2
(株) フ リ ー パ ネ ル	139,000	3.9
(株) 井 門 エ ン タ ー プ ラ イ ズ	100,000	2.8
(株) カ バ ロ 企 画	100,000	2.8

- (注) 1. 当社は、自己株式を449,638株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の役員に関する事項 (2020年3月31日現在)

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	馬場 宏二郎	
代表取締役専務	馬場 雄一郎	
常務取締役	永武 浩	建築部門
取締役	清本 孝敏	建築部長
取締役	大友 正弘	第二工事部長
取締役	村山 泰一	住宅事業部長 兼 不動産部長
取締役	永塚 良知	弁護士
常勤監査役	宇高 稚彦	
監査役	工藤 隆志	税理士
監査役	菅野 祥介	税理士

- (注) 1. 取締役永塚良知氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ておりません。
2. 取締役永塚良知氏は、弁護士の資格を有しており、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しております。
3. 監査役工藤隆志氏及び菅野祥介氏は、社外監査役であり、工藤隆志氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査役工藤隆志氏及び菅野祥介氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外役員の他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「社外役員に関する事項」に記載しております。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

該当事項はありません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	106百万円 (1百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	5百万円 (1百万円)
合 計 (うち社外役員)	10名 (3名)	111百万円 (3百万円)

- (注) 1. 取締役及び監査役の報酬限度額は、2006年6月28日開催の第57回定時株主総会において取締役の報酬限度額は年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、並びに監査役の報酬限度額は年額15百万円以内と決議をいただいております。また、この報酬額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式を付与するために支給する報酬額については、2018年6月27日開催の第69回定時株主総会において、年額20百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議をいただいております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記取締役報酬等の額には、当事業年度に係る取締役（社外取締役1名を除く）6名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額7百万円が含まれております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役永塚良知氏及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する額としております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役永塚良知氏は、「日本弁護士連合会 事務次長」、「永塚パートナーズ法律事務所 所長」、「東京地方裁判所 民事調停員」、「日章鋳螺株式会社 社外監査役」であります。各団体及び法人と当社との間には特別な関係はありません。

② 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	永塚良知	当事業年度開催の取締役会13回のうち9回（69％）に出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	工藤隆志	当事業年度開催の取締役会13回のうち11回（84％）、監査役会9回のうち9回（100％）に出席し、必要に応じ、税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	菅野祥介	当事業年度開催の取締役会13回のうち10回（76％）、監査役会9回のうち9回（100％）に出席し、必要に応じ、税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

20,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。当該金額について監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、お

よび報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は会計監査人の職務執行の状況や監査の品質等を勘案して、再任若しくは不再任の決定を行います。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するための体制。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、社会倫理を尊重する行動ができるように会社の基本方針を定め、取締役及び使用人に周知徹底させる。各業務担当取締役は内部統制を推進するとともに法令遵守の教育・研修を継続的に実施し、法令遵守実効性の確保に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報を文書（電磁的記録等を含む）に記録・保存する事については当社の文書管理規程に従って管理を行い、取締役及び監査役は常時これを閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

法令遵守、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係る当社のリスク管理については、担当部署にて規則の制定、研修の実施、マニュアルの作成・公開等を行うものとし、リスク状況の監視は取締役会により任命された内部監査責任者を中心とした内部監査チームが組織横断的にこれを行う。新たなリスクについては取締役会にて速やかに対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行の効率化を図るため、取締役会を原則として月一回以上開催し、正確な情報の共有及び迅速な意思決定を行う。また、取締役会は会社全体の権限分配・意

思決定ルールを策定し、各業務担当取締役は各部門の具体的な実効策を定め、改善の余地がある際には、改善を行うことにより会社全体の職務効率化を図る。

(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社を主管する当社の役員が、子会社の経営会議に必要なに応じて出席し、その業務、取締役等の職務の執行状況、その他経営上の重要事項等の報告を受ける。また、子会社の役員は一定の重要事項について適時・適切に報告を行う体制とする。

この情報に基づき、当社は子会社のリスク評価等を行うほか、重要案件についてはその業務内容について事前協議を行うこと等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。

当社は、子会社における職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、会社の基本方針を企業集団で共有し、コンプライアンス意識の向上を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社はその求めに応じ、使用人を置くこととし、監査業務を補助する範囲内においては、使用人に対する指揮命令権限は監査役に帰属し、取締役及び他の使用人は監査役の補助使用人に対して指揮命令権限を有しない。また、当該使用人の人事異動、人事評価、懲罰等の決定に当たっては、事前に監査役の承認を得ることとする。

(7) 監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の役員及び使用人は、当社グループに重大な影響を及ぼすおそれがある事実その他事業運営上の重要事項を適時・適切に報告し、内部監査チームは内部監査の結果を適時・適切な方法により監査役に報告する。なお、監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保する体制とする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と定期的な意見交換を実施するとともに、監査役へ適宜必要な情報を提供し、監査役が当社の会計監査人や内部監査チームと定期的に情報交換をする他、監査業務に関する助言を受けるため、必要に応じて弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を活用できる体制とする。監査役が、その職務の執行につい

て生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び子会社は、健全な企業活動、市民社会の秩序や安全に障害や脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力及び団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関（警察、弁護士等）と連携し、毅然とした組織的対応をとることとする。

(10) 業務の適正を確保するために必要な体制の整備運用状況

当社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針について、2015年5月19日開催の取締役会において内容の一部改定を決議しており、その概要は上記(1)から(9)のとおりです。

なお、内部統制システムの運用状況については、定期的に開催する取締役会において内部統制の運用上見いだされた問題点等の是正・改善状況の報告や審議の充実により、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。また、コンプライアンスについては職種・職位に応じた教育・研修を実施することにより、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,779,407	流 動 負 債	2,240,763
現 金 預 金	4,266,380	工 事 未 払 金	1,051,603
受 取 手 形	49,708	買 掛 金	44,744
完成工事未収入金	1,195,107	短 期 借 入 金	306,000
不動産事業未収入金	3,671	リ ー ス 債 務	6,822
売 掛 金	89,876	未 払 法 人 税 等	188,761
商 品 及 び 製 品	25,261	未 成 工 事 受 入 金	218,594
未 成 工 事 支 出 金	38,682	賞 与 引 当 金	8,183
販 売 用 不 動 産	634,360	完 成 工 事 補 償 引 当 金	700
不動産事業支出金	388,501	そ の 他	415,354
原材料及び貯蔵品	39,874	固 定 負 債	1,005,309
仕 掛 品	8,425	社 債	120,000
そ の 他	39,558	リ ー ス 債 務	10,526
固 定 資 産	7,502,421	退 職 給 付 に 係 る 負 債	268,137
有 形 固 定 資 産	6,697,878	預 り 保 証 金	542,760
建 物 ・ 構 築 物	2,269,100	そ の 他	63,884
機 械 ・ 運 搬 具	54,277	負 債 合 計	3,246,072
工 具 器 具 ・ 備 品	19,628	(純 資 産 の 部)	
土 地	4,332,204	株 主 資 本	10,977,432
リ ー ス 資 産	22,666	資 本 金	310,000
無 形 固 定 資 産	205,284	資 本 剰 余 金	316,040
投 資 そ の 他 の 資 産	599,258	利 益 剰 余 金	10,726,503
投 資 有 価 証 券	397,641	自 己 株 式	△375,111
関 係 会 社 株 式	51,682	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	58,324
長 期 貸 付 金	7,233	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	58,324
長 期 前 払 費 用	11,503	純 資 産 合 計	11,035,756
繰 延 税 金 資 産	86,353	負 債 純 資 産 合 計	14,281,829
そ の 他	44,844		
資 産 合 計	14,281,829		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
完 成 工 事 高	5,990,759	
不 動 産 事 業 収 入	1,994,074	
兼 業 事 業 売 上 高	1,015,305	9,000,139
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	5,438,768	
不 動 産 事 業 原 価	1,479,180	
兼 業 事 業 売 上 原 価	1,029,018	7,946,967
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	551,991	
不 動 産 事 業 総 利 益	514,894	
兼 業 事 業 総 損 失	△13,712	1,053,172
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		491,120
営 業 利 益		562,051
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	8,765	
そ の 他	7,409	16,174
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,212	
そ の 他	0	4,212
経 常 利 益		574,014
特 別 利 益		
受 取 和 解 金	41,276	
固 定 資 産 売 却 益	58,570	99,846
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		673,861
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	227,070	
法 人 税 等 調 整 額	△3,688	223,381
当 期 純 利 益		450,480
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		450,480

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
当 期 首 残 高	310,000	314,023	10,382,242	△387,298	10,618,967
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△106,218		△106,218
親会社株主に帰属する当期純利益			450,480		450,480
譲渡制限付株式報酬		2,016		12,186	14,202
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	2,016	344,261	12,186	358,464
当 期 末 残 高	310,000	316,040	10,726,503	△375,111	10,977,432

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	
当 期 首 残 高	54,268	54,268	10,673,235
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△106,218
親会社株主に帰属する当期純利益			450,480
譲渡制限付株式報酬			14,202
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	4,056	4,056	4,056
当 期 変 動 額 合 計	4,056	4,056	362,520
当 期 末 残 高	58,324	58,324	11,035,756

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,415,548	流動負債	2,026,159
現金預金	4,088,303	工事未払金	913,065
受取手形	45,848	買掛金	44,744
完成工事未収入金	1,045,186	短期借入金	300,000
不動産事業未収入金	3,671	リース債	5,438
売掛金	89,876	未払金	104,822
商品及び製品	25,261	未払費用	27,645
未成工事支出金	34,472	未払法人税等	188,691
販売用不動産	634,360	未成工事受入金	218,261
不動産事業支出金	388,501	預り金	83,754
原材料及び貯蔵品	18,381	前受収益	49,343
仕掛品	8,425	賞与引当金	4,430
その他	33,258	完成工事補償引当金	700
固定資産	7,710,175	その他	85,261
有形固定資産	6,684,358	固定負債	986,679
建物・構築物	2,263,534	社債	120,000
機械・運搬具	52,598	リース債務	4,981
工具器具・備品	19,556	退職給付引当金	268,137
土地	4,332,204	預り保証金	542,760
リース資産	16,464	その他	50,799
無形固定資産	53,215	負債合計	3,012,838
借地権	42,374	(純資産の部)	
ソフトウェア	7,711	株主資本	11,052,060
その他	3,130	資本金	310,000
投資その他の資産	972,600	資本剰余金	316,040
投資有価証券	392,839	資本準備金	310,093
関係会社株式	440,182	その他資本剰余金	5,946
長期貸付金	220	利益剰余金	10,801,131
長期前払費用	11,503	利益準備金	77,500
繰延税金資産	86,353	その他利益剰余金	10,723,631
その他	41,501	別途積立金	7,200,000
資産合計	14,125,723	繰越利益剰余金	3,523,631
		自己株式	△375,111
		評価・換算差額等	60,824
		その他有価証券評価差額金	60,824
		純資産合計	11,112,884
		負債純資産合計	14,125,723

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		
完成工事高	5,127,894	
不動産事業収入	1,994,074	
金属製品売上高	407,459	
兼業事業売上高	607,845	
		8,137,275
売上原価		
完成工事原価	4,672,382	
不動産事業原価	1,479,180	
金属製品売上原価	405,072	
兼業事業売上原価	623,945	
		7,180,581
売上総利益		
完成工事総利益	455,512	
不動産事業総利益	514,894	
金属製品総利益	2,386	
兼業事業総損失	△16,099	
		956,693
販売費及び一般管理費		341,418
営業利益		615,275
営業外収益		
受取利息配当金	8,487	
その他	5,156	
		13,644
営業外費用		
支払利息	4,081	
その他	0	
		4,081
経常利益		624,837
特別利益		
受取和解金	41,276	
固定資産売却益	58,570	
		99,846
税引前当期純利益		724,684
法人税、住民税及び事業税	227,000	
法人税等調整額	△3,688	
		223,311
当期純利益		501,373

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
						別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	310,000	310,093	3,929	314,023	77,500	7,200,000	3,128,477	10,405,977
当期変動額								
剰余金の配当							△106,218	△106,218
当期純利益							501,373	501,373
譲渡制限付 株式報酬			2,016	2,016				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	2,016	2,016	-	-	395,154	395,154
当期末残高	310,000	310,093	5,946	316,040	77,500	7,200,000	3,523,631	10,801,131

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△387,298	10,642,702	55,105	55,105	10,697,807
当期変動額					
剰余金の配当		△106,218			△106,218
当期純利益		501,373			501,373
譲渡制限付 株式報酬	12,186	14,202			14,202
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			5,719	5,719	5,719
当期変動額合計	12,186	409,357	5,719	5,719	415,076
当期末残高	△375,111	11,052,060	60,824	60,824	11,112,884

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

サンユー建設株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 金 井 匡 志 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 原 伸 夫 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンユー建設株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンユー建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判

断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

サンユー建設株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	金井匡志	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	原伸夫	Ⓜ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンユー建設株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査機関その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月28日

サンユー建設株式会社 監査役会

常勤監査役 宇 高 稚 彦 ㊞

社外監査役 工 藤 隆 志 ㊞

社外監査役 菅 野 祥 介 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、安定的利益還元という経営政策並びに今後の経営環境を勘案いたしまして、安定配当の維持に努めることを基本方針としております。このような方針のもと、当期の期末配当は次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金15円

この結果、中間配当金（1株につき10円）を含めました当期の年間配当金は1株につき金25円となります。

なお、期末配当金の配当総額は53,255,430円となります。

- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月29日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため2名増員し、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	馬場 宏二郎 (1976年10月29日生)	1999年4月 株式会社富士工入社 2002年12月 当社入社 2010年6月 当社取締役企画開発部長 2011年6月 当社専務取締役 2014年6月 当社代表取締役社長（現任）	64,592株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	馬場 雄一郎 (1971年1月20日生)	1996年 3月 株式会社パオ設計入社 1998年 8月 当社入社 2004年12月 当社取締役企画部長 2006年 7月 当社取締役総務部長 2012年 4月 当社取締役総務部長兼設計部長 2014年 6月 当社常務取締役 総務部門・金属製品部門担当 2016年 6月 当社専務取締役 2018年 4月 行方建設株式会社取締役(現任) 2018年 6月 当社代表取締役専務(現任)	69,193株
3	永 武 浩 (1953年2月16日生)	1973年 4月 株式会社間組入社 2006年 4月 当社入社統括営業部長 2008年 7月 当社執行役員統括営業部長 2009年 6月 当社取締役統括営業部長 2014年 6月 当社常務取締役 建築部門担当 (現任) 2018年 4月 行方建設株式会社取締役(現任)	7,493株
4	清本 孝敏 (1954年5月21日生)	1981年 7月 当社入社 2010年 4月 当社建築部長 2012年 6月 当社取締役建築部長 2014年 6月 当社取締役建築部長兼設計部長 2017年 4月 当社取締役建築部長(現任)	2,897株
5	大友 正弘 (1962年1月13日生)	1981年 6月 当社入社 2014年 4月 当社第二工事部長 2014年 6月 当社取締役第二工事部長(現任)	4,158株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
6	村山 泰一 (1963年10月19日生)	1989年 4月 大匠建設株式会社入社 1992年 6月 同社常務取締役 1999年11月 同社代表取締役 2010年 4月 株式会社オンダリハウス入社 建築営業部長 2012年 9月 当社入社 2012年10月 当社住宅事業部長 2016年 6月 当社取締役住宅事業部長兼 不動産部長 (現任)	2,796株
7	永塚 良知 (1965年3月30日生)	1996年 4月 第一東京弁護士会登録 1996年 4月 宮内・田坂法律事務所入所 2009年 4月 東京地方裁判所 民事調停員 (現任) 2010年 3月 永塚パートナーズ法律事務所開設 (現任) 2012年 5月 公益財団法人日弁連交通事故相談 センター本部監事 2013年 7月 日章鋸螺株式会社社外監査役 (現任) 2016年 6月 当社社外取締役 (現任) 2017年 4月 第一東京弁護士会副会長 2017年 4月 関東弁護士会連合会常務理事 2019年 2月 日本弁護士連合会事務次長 (現任)	—
8 新任	下瀬川 泰 (1969年10月21日生)	1990年 4月 当社入社 2015年 4月 当社経理部長 2018年 4月 当社執行役員経理部長 2020年 4月 当社執行役員財務部長 (現任)	3,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
9 新任	長谷川 哲夫 (1969年3月18日生)	1992年 4月 株式会社東京相和銀行入行 2001年 2月 当社入社 2015年 4月 当社総務部長 2018年 4月 当社執行役員総務部長(現任)	2,835株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 永塚良知氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 永塚良知氏は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しており、これを当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 当社は社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第26条において取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、永塚良知氏は、当社との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定です。
5. 永塚良知氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

以上

メ モ

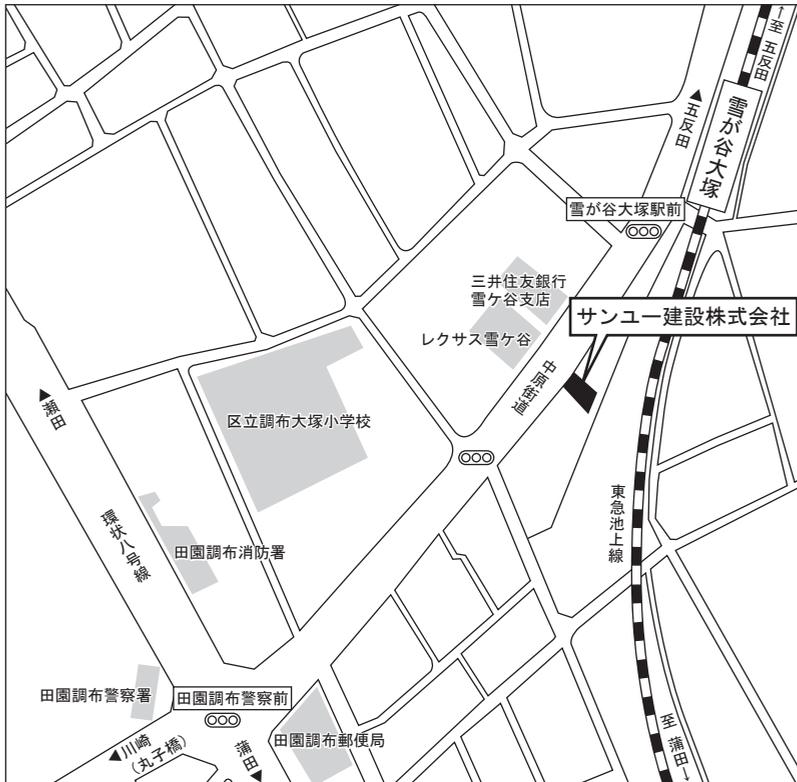
A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

東京都大田区南雪谷2丁目17番8号

サンユー建設株式会社 本社ビル 5階会議室

- ・本総会における新型コロナウイルス感染リスクに伴う対策につきましては、本招集ご通知1~3ページをご確認いただけるようお願い申し上げます。
- ・一昨年から株主総会にご出席の株主様へのお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



〈最寄り駅〉東急池上線「雪が谷大塚」駅 徒歩2分